

資料3

前文について

① 結核に関する特定感染症予防指針の論点（抜粋） ······ P.1

② 結核に関する特定感染症予防指針前文（案）
 <坂谷部会長提出資料> ······ P.3

「結核に関する特定感染症予防指針」の議論の視点(案)

予 防 指 針	指針に基づく施策	議 論 の 視 点	対 応 策
前文			
昭和二十六年の結核予防法の制定以来およそ半世紀が経過し、この間の結核を取り巻く状況は、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上等により著しく変化した。現在、我が国の結核罹患状況は、かつての青少年層の結核単独かつ初感染発病を中心としたり患から一変し、基礎疾患を有する既感染の高齢者の罹患が中心となっている。また、高齢者のみならず、一部の大都市等の特定の地域において、高発病、遅発見、治療中断、伝播高危険等の要素を同時に有している住民層の存在についても疫学的に明らかになっている。一方で、結核医療に関する知見の蓄積により、結核の診断・治療の技術は格段に向上した。		<p>1. 国際的には多剤耐性結核、HIV/AIDS合併結核が大きな課題となっているが、我が国の現状に照らして、何らかの言及が必要か。 <第五 國際的な連携、参考資料3を参照></p> <p>2. 結核の診断・治療の技術について、特定感染症予防指針策定以降開発された新しい技術（具体例：リンパ球の菌特異蛋白刺激によるインターフェロンγ放出試験、耐性遺伝子診断法、遺伝子タイプ等）を反映することが必要か。 <第二 発生の予防及びまん延の防止の三 法第十七条の規定に基づく結核に係る健康診断の視点12、第四 研究開発の推進を参照></p>	
このような結核を取り巻く状況の変化に対応するには、予防の適正化と治療の強化、きめ細かな個別の対応、人権の尊重、地域格差への対応を基本とした効率的な結核対策の実施が重要である。また、結核対策において結核予防法が果たしてきた役割の大きさと、いまだに結核が主要な感染症である現実とを踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百六号）の施行に伴う結核予防法の廃止後においても、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）に基づき、結核の発生の予防及びそのまん延の防止、結核患者に対する良質かつ適正な医療の提供、結核に関する研究の推進、医薬品の研究開発、人材養成、啓発や知識の普及とともに、国と地方公共団体、地方公共団体相互の連携と役割分担を明確にし、結核対策を総合的に推進することにより、結核対策の一層の充実を図る必要がある。		<p>3. 特定感染症予防指針策定以降の患者数の減少を受け、低まん延化に向けた、施策の一層の重点化を検討することが必要か。（例えば、健康診断を効率化し、リスクグループへ焦点を当てた徹底的な対策による低まん延化の促進、結核の根絶をめざす等。） <第二 発生の予防及びまん延の防止の二 法第五十三条の二の規定に基づく定期の健康診断の視点3、4、7を参照></p> <p>4. 適正技術の維持や医療提供体制の再構築等の罹患率減少によって生ずる新たな課題に対応することが必要か。 <第三 医療の提供、第八 施設内（院内）感染の防止等の三 保健所の機能強化を参照></p>	
本指針は、このような認識の下に、総合的に予防のための施策を推進する必要がある結核について、国、地方公共団体、医療関係者、民間団体等が連携して取り組んでいくべき課題について、発生の予防及びまん延の防止、良質かつ適切な医療の提供、正しい知識の普及等の観点から新たな取組の方向性を示すことを目的とする。			
本指針については、結核の発生動向、結核の治療等に関する科学的知見、本指針の進ちょく状況の評価等を勘案して、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。			

結核に関する特定感染症予防指針 前文（案）

昭和26年に制定された結核予防法を基に、平成16年に第一次の本指針が策定された。以来7年が経過し、わが国内外の結核を取り巻く状況は大きく変化している。平成19年には結核予防法が感染症法に統合され、本指針の名称も「結核に関する特定感染症予防指針」と改訂された。国際的には今なお3大感染症の一つであり、HIV/AIDS合併結核の蔓延や、多剤耐性菌結核と超多剤耐性菌結核の国境を越えた伝播が大きな課題となっている。わが国の結核患者数は緩やかではあるが次第に減少傾向にあり、罹患率が20を下回る状況に達したが、その主たる要因は排菌陰性例の減少にある。加えて、結核患者の発生が都市部で多く、またハイリスクグループと呼ばれる幾つかの特定の集団に多い傾向が明らかとなってきている。

また、免疫学的手法や遺伝子変異測定手法を応用した診断技術の進歩や、奏効率の高い服薬方法であるDOTSの普及が見られる一方では、わが国でも、結核の基礎的研究や臨床的研究に精通した、あるいは診療に精通した人的資源が急速に減少しつつあり、診療可能な医療機関の分布と連携も疎なものになりつつある。

このような変化に対応しつつ、感染に対する予防および感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核の発生の予防と蔓延の防止、健康診断および患者に対する良質かつ適正な医療の提供、結核に関する基礎医学・臨床と疫学などの研究の推進、医薬品の開発、人材育成、知識の普及啓発、医学的技術の継承保存を図るとともに、国と地方公共団体・地方公共団体相互の連携と役割分担を明確にし、医療提供体制を再構成整備し、これらを総合的に推進することにより、結核対策の一層の充実を図る必要がある。